

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律	資金決済法
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	事務ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
▼暗号資産の範囲及び該当性の判断基準（事務ガイドラインⅠ－１－１）		
1	<p>暗号資産の範囲及び該当性の判断基準において「例えば、発行者又は取扱事業者の規約や商品説明等において決済手段としての使用の禁止を明示している、又はシステム上決済手段として使用されない仕様となっていること」とあるが、後者のシステム上の手当てによりそのような利用形態を許容させないことを求めるべきである。仮に前者の規約や商品説明等における明示する方法を認めるとしても、単に規約・商品説明等へ記載するに留まり、1) 黙認しているような事例や、2) 実態として利用方法を管理することなく、使用状況の把握をする努力や意思を有せず、放置しているような事例、が含まれないことを、明確に事務ガイドラインに記載すべきである。すなわち、暗号資産該当性を否定するにあたり、言いつばなしではなく、適切に該当しないように管理する意思を求めるべきである。個別具体的な判断とはいえ、今回の改定趣旨を踏まえれば、最初から規範を遵守しようという姿勢が不十分な場合は、明示的に否定されることを記載しておくべきである。</p>	<p>トークンが「代価の弁済のために不特定多数の者に対して使用することができる」かどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることとなりますが、発行者又は取扱事業者の規約や商品説明等において決済手段としての使用の禁止を明示している場合には、代価の弁済のために当該トークンを使用している利用者に警告を発するなど、代価の弁済のために使用されないための合理的な措置を講ずることが求められるものと考えられます。</p>
2	<p>今般の事務ガイドラインⅠ－１－１①の改正案は、NFTの1号暗号資産非該当性について明確化しようとするものと理解する。一方、2号暗号資産の該当性については特段注記されていないように見受けられるが、他のガイドライン等で明確化されているのか。そうではない場合、今後同様に明確化する予定はあるか。</p> <p>その上で、以下のようなケースにおいて、トークンAが2号暗号資産に該当するか否かについて、その根拠とともに伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主としてゲーム内で使われることを想定した、トークンAを発行する。（このトークンA自体は1号暗号資産に該当。） ・ゲーム内アイテムやキャラクターをNFTとして生成し、ゲーム内マーケットで流通させる。 	<p>資金決済法第2条第5項第2号の暗号資産（以下「2号暗号資産」という。）に該当するか否かについては、「1号暗号資産を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該暗号資産と同等の経済的機能を有するか」が考慮要素の一つとなりますが、その経済的機能を判断するにあたっては、同条項1号の暗号資産（以下「1号暗号資産」という。）と同様、事務ガイドラインⅠ－１－１①において追記した考え方が妥当すると考えられます。ご指摘を踏まえ、事務ガイドライン案を修正し、この点を明確化しました。</p> <p>また、ご質問中のトークンAの性質等が必ずしも明確ではありませんが、2号暗号資産該当性については、1号暗号資産の要件（「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」）を満たさない財産的価値で</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>・当該 NFT はトークン A 建てで不特定のユーザーとマーケット内で売買される。(ゲーム会社側は手数料を徴収。)</p> <p>【補足】</p> <p>・改正案によると、1号暗号資産の該当性は「代価の弁済のために不特定の者に対して使用できる」ことを判断基準としており、①(注)イ及びロの要件をいずれも充足する場合は当該判断基準に照らしてこれに該当しないこととされている。</p> <p>・資金決済法によれば、2号暗号資産は「不特定の者を相手方として1号暗号資産と相互に交換を行うことができる財産的価値」と定義されている。</p> <p>・よって、①(注)イ及びロのいずれも充足するような場合は、同様に2号暗号資産にも該当しないものとしていただきたい。</p>	<p>あっても、不特定の者を相手方として1号暗号資産と相互に交換できる場合には2号暗号資産に該当すると考えられます。なお、1号暗号資産の要件を満たすものは、資金決済法上、別途2号暗号資産に該当するものではなく、1号暗号資産となると考えます。</p>
3	<p>事務ガイドラインI-1-1①(注)において、「なお、以上のイ及びロを充足しないことをもって直ちに暗号資産に該当するものではなく、個別具体的な判断の結果、暗号資産に該当しない場合もあり得ることに留意する。」に続けて、「また、Non-Fungible Token (非代替性トークン。以下「NFT」という。))として発行されるトークンについても、当該 NFT の規格によって直ちに暗号資産該当性が判断されるものではなく、その利用形態等に応じ、個別具体的に判断することとする。」と追記してはどうか。</p>	<p>トークンの規格についても暗号資産該当性を判断する上での考慮要素となり、事務ガイドライン案のご指摘の箇所が該当しますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
4	<p>事務ガイドラインI-1-1①(注)にて1号暗号資産該当性の解釈が追加されているが、2号暗号資産該当性についても同様の解釈となるか。同様の解釈であれば明確化のために③にも(注)イ、ロを追記いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
5	<p>本事務ガイドライン案では資金決済法第2条第2項第1号に該当するか否かについて議論しているが、同法第2条第2項第2号の暗号資産該当性についても、I-1-1①(注)イやロを満たす場合には、同様の議論が当てはまると考</p>	<p>「DAO のメンバーシップのガバナンストークン」の指すものが明確ではなく一概にお答えすることは困難ですが、2号暗号資産に該当するか否かについては、「1号暗号資産を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該暗号</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>えてよいか。特に口については、明確化されたい。</p> <p>なお、以前のパブリックコメントで、「例えば、ブロックチェーンに記録されたトレーディングカードやゲーム内アイテム等は、1号仮想通貨と相互に交換できる場合であっても、基本的には1号仮想通貨のような決済手段等の経済的機能を有していないと考えられますので、2号仮想通貨には該当しないと考えられます。」と回答があったと理解している。例えば、DAOのメンバーシップのガバナンストークンで、「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額である場合」や「発行数量を最小取引単位で除した数量が限定的であること」を満たす場合には1号暗号資産にも2号暗号資産にも該当しないと考えてよいか。</p>	<p>資産と同等の経済的機能を有するか」が考慮要素の一つとなり、その経済的機能を判断するにあたっては、1号暗号資産と同様、事務ガイドラインI-1-1①において追記した考え方が同様に妥当すると考えられます。ご指摘を踏まえ、事務ガイドライン案を修正し、この点を明確化しました。</p>
6	<p>事務ガイドラインI-1-1①(注)「ただし、イ及びロを充足する場合であっても、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等にとどまらず、現に小売業者の実店舗・ECサイトやアプリにおいて、物品等の購入の代価の弁済のために使用されているなど、不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態がある場合には、同要件を満たす場合があることに留意する。」という判断要素について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あるトークンがイ及びロの要件を充足している場合には、仮に当該トークンが国内・国外の暗号資産取引所・NFT取引所（DEXを含む）で取り扱われている場合であっても、そのみで上記要件に該当するわけではないという理解でよいか。 ・すなわち当該取扱いの内容が、（1）法定通貨又は別の暗号資産で当該トークンを購入したり、（2）当該トークンを売却し法定通貨に換金できるのみであれば、「法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等にとどま」り、上記要件を充足しないと理解してよいか。 	<p>（1）及び（2）におけるトークンについては、事務ガイドラインI-1-1①(注)のイ及びロを満たすものであれば、基本的に「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」という要件を満たしません。</p> <p>（3）、a）、b）におけるトークンの当該要件の該当性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>・一方で、(3) 当該取扱いの内容として、当該トークンを使用し別の暗号資産に交換できる場合には、当該トークンを用いて物品等(暗号資産もこれに該当する)の「代価の弁済に使用される実態」が存し得るようにも思われる。取引所において取り扱われる暗号資産は、形式的には、取引の対象である「物品等」であるとともに、「代価の弁済のために使用」することもできるという両面を有しているが、そのみで上記要件(資金決済法上の暗号資産への該当性)を満たす程度に「代価の弁済に使用される実態」があるかは必ずしも明らかではない(むしろ、暗号資産取引所・NFT取引所(DEXを含む)において二次流通しているトークンは、実際には、代価の弁済として使用されているというよりも、最終的な換金等の目的のために「物品等」として取引対象とされているというのが実態と理解している。)。そのため、取引所において取り扱われていることをもって直ちに「不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態」があるわけではなく、より実態に応じた検討が必要と思われる。</p> <p>・以上のような考え方を前提に、例えば、a) トークンの取引実態が、主として(ex50%)、二次流通で取引されているわけではなく、発行体等との関係で発行体の意図した取引がされている場合や、b) イ及びロを充足し、かつ「小売業者の実店舗・ECサイトやアプリ」等の不特定のサービスで使用されていない状況である場合には、取引所(DEX含む)で使用されていたとしても、暗号資産該当性の要件としての「代価の弁済に使用される実態」があるとまでは言えないように思われるが、いかがか。</p>	
7	<p>事務ガイドラインI-1-1①(注)「イ及びロを充足しないことをもって直ちに暗号資産に該当するものではなく、個別具体的な判断の結果、暗号資産に該当しない場合もあり得ることに留意する。」という言及について、</p> <p>・暗号資産に該当しないケースとして、すなわちイ又はロを充足しないケースがあり得ると思わ</p>	<p>一概にお答えすることは困難ですが、事務ガイドラインI-1-1①(注)のイ及びロを充足しないことをもって直ちに暗号資産に該当するものではなく、個別具体的な判断の結果、暗号資産に該当しない場合もあり得るものと考えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>れる。例えば、イの要件を充足しない場合であっても同内容（同価値）のトークンの発行可能数量が極端に少なく代価の弁済に事実上使用することが困難であるような場合、又は、ロの要件を充足しないような場合であっても、システム上不特定の者に対する代価の弁済がなされないことが担保されている場合（サービス上許容された用途にしか使用できないシステムの場合など）。こうした場合には、（イ及びロを充足しない場合でも直ちに暗号資産に該当するものではないと示されていることとの平仄からも）暗号資産に該当しないと理解してよいか。</p>	
8	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①（注）イ及びロの要件は、「社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる、物品等にとどまると考えられる」か否かの判断要素の例示であるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
9	<p>「以下のイ及びロを充足するなど、社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる、物品等にとどまると考えられるものについては、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ものという要件は満たさない。」とあるが、このうち、「社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる、物品等にとどまると考えられるもの」は、「社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる」と考えられるもの、または、社会通念上、物品等にとどまると考えられるもの」という趣旨か。それとも、「社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等にとどまると考えられるもの」という趣旨か。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、事務ガイドライン案を修正いたします。なお、「社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入または売却を行うことができる」は「物品等」にかかっております。</p>
10	<p>「ただし、イ及びロを充足する場合であっても、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等にとどまらず、現に小売業者の実店舗・ECサイトやアプリにおいて、物品等の購入の代価の弁済のために使用されているなど、不特定の者に対する代価の弁済とし</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>て使用される実態がある場合には」とあるが、トークンの発行後の使用実態、経時的要素によって、発行当時は暗号資産に該当しないトークンが、いずれかの時点以降、暗号資産に該当することになる可能性があるとの理解でいいか。</p>	
11	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①（注）柱書（「イ」の手前部分）について下記記載が混在しているが、前者の「、」は不要と思われる。</p> <p>「法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる、物品等」</p> <p>「法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等」</p> <p>また、柱書ただし書では、</p> <p>「現に小売業者の実店舗・ECサイトやアプリにおいて、物品等の購入の代価の弁済のために使用されている」ことを、「不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態がある場合」の例として示しているが、例示の表現では、「不特定の者に対する」使用であることは当然に読み取れず、例示として不適切であるように思われる。例えば「多くの小売業者の・・・」といった修飾語をつけてはどうか。</p>	<p>一つ目のご指摘を踏まえ、事務ガイドライン案を修正いたします。</p> <p>二つ目のご指摘については、現に小売業者の実店舗・ECサイトやアプリにおいて決済手段として用いられるような場合には、一般的には、小売業者が多いかどうかによらず、利用者間や他の事業者に対する決済手段としても使用されることが想定されることから、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」旨の要件を満たす場合があることに留意する必要があります。</p>
12	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①（注）イで、例示されている「システム上決済手段として使用されない仕様」という要素は、ロで示されている「当該財産的価値の価格や数量、技術的特性・仕様等を総合考慮し、不特定の者に対して物品等の代価の弁済に使用し得る要素が限定的である」という要件よりも厳格であるようにも読める。</p> <p>しかしながら、ロの要件を満たすのであれば、そのような客観的な仕様等から、発行者等が当該トークンを決済手段として流通させる趣旨ではないという意図は明確であるといえる場合が多いと考えられる。</p> <p>したがって、ロの要件を満たす場合には、規約や商品説明等において決済手段の禁止を明示し</p>	<p>暗号資産の該当性については、事務ガイドラインⅠ-1-1①（注）のイ及びロのいずれか一つ又は両方を満たさないことをもって直ちに暗号資産に該当するというのではなく、個別具体的な判断の結果、暗号資産に該当しない場合もあると考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ておらず、またシステム上決済手段として使用されない仕様となっていないとしても、イの要件を満たし暗号資産に該当しないと言える場合があると考えてよいか。</p>	
13	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①(注)イで例示されている「システム上決済手段として使用されない仕様」の具体的内容について例示して欲しい。</p>	<p>例えば、ブロックチェーン上で第三者に移転することが不可能となっている仕様のほか、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることとなりますが、互いに面識のある者から構成される限定的なコミュニティ内においてのみ移転することが可能な仕様などが考えられます。なお、これらに限らず、「システム上決済手段として使用されない仕様」については個別具体的に判断されると考えられます。</p>
14	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①(注)イでは「不特定の者に対して物品等の代価の弁済のために使用されない意図であることを明確にしていること(例えば、発行者又は取扱事業者の規約や商品説明等において決済手段としての使用の禁止を明示している、又はシステム上決済手段として使用されない仕様となっていること)が暗号資産に該当しないための要件のひとつとして掲げられている。</p> <p>・かかる要件を充足(つまり発行体が不特定多数者との決済利用を禁じる意思がある、又は技術的にもそれを担保する)した場合に、次いで「法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等にとどまらず、現に小売業者の実店舗・ECサイトやアプリにおいて、物品等の購入の代価の弁済のために使用されているなど、不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態」があるか判断することとされている。両要件を充足するのは、不特定多数者との決済利用を禁じる意思がある、又は技術的にもそれを担保しているにもかかわらず、いわば発行体の意思に反し(あるいは予定しておらず)、不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態が認められるという、非常に限定的な場面に限られると思われるが、そのような理解で</p>	<p>一概にお答えすることは困難ですが、例えば、トークンが、利用規約上は決済手段として使用することが禁止されている、又は、決済手段として用いられないように配慮して技術的特性や仕様等が設計されているものであったとしても、合理的な措置を講じない結果、物品等の購入の代価の弁済のために使用されている実態がある場合には、当該トークンは、基本的に「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ものとして暗号資産に該当するものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	よいか。具体的にどういったケースシナリオを想定しているのか。	
15	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①(注)イの「決済手段としての使用の禁止」は、プライマリー市場において(=新規発行時に)明示すれば足りるか。又は、プライマリー市場に加えてセカンダリー市場においても(=二次流通時にも)明示する必要があるか。</p>	<p>トークンが二次流通することが想定されるのであれば、発行者又は取扱事業者は、新規発行時のみでなく二次流通時においても、不特定の者に対して物品等の代価の弁済のために使用されない意図であることを明確にしている必要があると考えます。</p>
16	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①(注)ロの「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額であること」という要素は、具体的には1最小取引単位の価格がいくら程度であれば決済手段として用いるものとしては高額であるとする趣旨か。例えば、最小取引単位が100円の場合、1000円の場合、1万円の場合、どのように考えればよいか。</p> <p>また、発行時に発行者が最小取引単位を決定したとしても、二次流通市場において値下がりした場合には、それ以下の価格で取引される可能性もあるが、そのような事後的な取引の状況によって暗号資産に該当するわけではない、と考えてよいか。</p>	<p>一般的に最小取引単位当たりの価格が高額であるほど通常の決済手段として用いられる蓋然性が小さいと考えられ、例えば1000円以上のものについては「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額」なものであると考えられます。</p> <p>また、トークンが、発行者等において不特定の者に対して物品等の代価の弁済のために使用されない意図であることが明確化されているものであり、かつ1000円以上で発行された場合において、事後的に1000円未満で取引される状況があることをもって直ちに暗号資産に該当するものではないと考えております。もっとも、例えば、一定期間にわたって1000円未満で取引されるような状況にあれば、「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額」であることは満たさないこととなるため、「発行数量を最小取引単位で除した数量」が「限定的」である場合等を除き、「不特定の者に対して物品等の代価の弁済に使用し得る要素が限定的」とはいえず、したがって、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ものに該当する蓋然性は高まるものと考えられます。</p>
17	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①(注)ロで、「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額であること」における「通常の決済手段」の「通常」とは具体的にどのような場面を想定しているのか、また、「高額」とは具体的にいくらを指しているのかご教示いただきたい。</p>	<p>「通常の決済手段」については、例えば、小売業者の実店舗やECサイトなどにおいて物品等の購入の際に用いられる決済手段が考えられます。</p> <p>また、「高額」に関しては、例えば、最小取引単位当たりの価格が1000円以上のトークンについては、「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額」なものであると考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
18	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①(注)ロについて、「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額であること」とあるが、具体的な金額のイメージはあるか。</p>	<p>一般的に最小取引単位当たりの価格が高額であるほど通常の決済手段として用いられる蓋然性が小さいと考えられ、例えば1000円以上のトークンについては「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額」なものであると考えられます。</p>
19	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①(注)ロについて、「高額」とであるというのは、誰がどのような手段でその基準を規定するのか。それは、絶対的な基準を設けるのか、ケースバイケースで指針を取り決めるのか。</p>	<p>トークンの価格については、基本的には当該トークンが提供されているサービスプラットフォームや二次的な流通市場において取引される価格を基準に判断することになります。</p> <p>また、最小取引単位当たりの価格が例えば1000円以上のトークンについては「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額」なものであると考えられます。</p>
20	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①(注)ロの「発行数量を最小取引単位で除した数量(分割可能性を踏まえた発行数量)が限定的であること」という要旨は、具体的には当該数量がいくら程度であれば「限定的」とあるとする趣旨か。</p> <p>例えば、当該数量が1万、10万、100万、1000万となる場合、どのように考えればよいか。</p>	<p>一般的に発行数量を最小取引単位で除した数量(分割可能性を踏まえた発行数量)が少ないほど通常の決済手段として用いられる蓋然性が小さいと考えられ、例えば100万個以下である場合には、「限定的」といえると考えられます。</p>
21	<p>「暗号資産の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する」について、企業の予見可能性を担保する観点から、判断基準を明確にすべき。</p> <p>例えば、追加された「ロ」について、企業が独自のサービス・商品の決済に限定して利用可能なトークンを導入する場合に「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」に該当するの否か不明瞭であることから、指針等を整備して、明確にすべき。</p>	<p>一般的に最小取引単位当たりの価格が高額であるほど通常の決済手段として用いられる蓋然性が小さいと考えられ、例えば1000円以上のものについては「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額」なものに該当すると考えられます。また、一般的に発行数量を最小取引単位で除した数量(分割可能性を踏まえた発行数量)が少ないほど通常の決済手段として用いられる蓋然性が小さいと考えられ、例えば100万個以下である場合には、発行数量を最小取引単位で除した数量が「限定的」といえると考えます。</p>
22	<p>事務ガイドラインⅠ-1-1①(注)ロでは「当該財産的価値の価格や数量、技術的特性・仕様等を総合考慮し、不特定の者に対して物品等の代価の弁済に使用し得る要素が限定的であること」が暗号資産に該当しないための要件の一つとして掲げられている。</p>	<p>ご質問の趣旨が明らかではありませんが、事務ガイドラインⅠ-1-1①(注)は、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」という暗号資産の要件について、これを満たさないと考えられる場合を明確化するものです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>・代価の弁済に使用することが事実上困難なトークン等は、従前より、1号暗号資産はもとより2号暗号資産についても、1号暗号資産と同等の経済的機能を有していないものとして該当しないとされていたと理解している。そのため、上記口は、必ずしもそれのみでは代価の弁済に使用することが事実上困難な程度には至らない場合であっても、(イの要件を充足することを前提として)一定程度代価の弁済に使用し得る要素が限定的であれば、要件を充足し得る理解でよい。</p> <p>・上記の理解が正しい場合、以下のようなトークンについては暗号資産に該当しないという理解でよい。</p> <p>(1) その発行者(又はその関係者など)の特定のサービスのみで使用されることが予定されたトークンで、当該サービス以外のサービスにおける代価の弁済に使用されることが利用規約上禁止されており、かつ、トークンは分割不可で発行・取引上限数量が数万枚程度である場合。</p> <p>(2) その発行者(又はその関係者など)の特定のサービスのみで使用されることが予定されたトークンで、当該サービス以外のサービスにおける代価の弁済に使用されることが利用規約上禁止されており、かつ、トークン発行の際の最小単位の発行・取引価格が1万円以上であった場合。</p> <p>(3) その発行者(又はその関係者など)の特定のサービスのみで使用されることが予定されたトークンで、当該サービス以外のサービスにおける代価の弁済に使用されることが利用規約上禁止されており、かつ、トークンが、当該サービスのユーザーとして登録された者以外への移転がなされない仕様・システムとなっている場合(利用規約への違反があった場合には、ユーザー資格の剥奪がなされ得るよう利用規約で定めることを想定)。</p>	<p>(1) については、トークンの発行数量を最小取引単位で除した数量(分割可能性を踏まえた発行数量)が例えば100万個以下である場合には、発行数量を最小取引単位で除した数量が「限定的」といえ、ご質問の場合はこれに該当すると考えます。</p> <p>(2) については、トークンの最小取引単位当たりの価格が例えば1000円以上のものについては「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額」なものといえ、ご質問の場合はこれに該当すると考えます。</p> <p>(3) については、利用規約において代価の弁済に使用されることが禁止されていることから、事務ガイドラインI-1-1①(注)のイは満たすと考えられますが、口を満たすかどうかに関しては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。</p>
23	事務ガイドラインI-1-1①(注)口において「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手	一般的に最小取引単位当たりの価格が高額であるほど通常の決済手段として用いられる蓋然

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>段として用いるものとしては高額」との記載があるが、当該価格が1000円程度であれば「高額」であるとの理解でよいか。また、ここでいう「価格」はプライマリー市場におけるものと理解してよいか。具体的には、有償発行される NFT であれば、新規発行時の販売価格をいい、無償発行される NFT であれば、ライセンスやミントに必要となる費用等の原価をいうとの理解でよいか。</p>	<p>性が小さいと考えられ、例えば1000円以上のものについては「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額」なものであると考えられます。</p> <p>NFTの指すところが必ずしも明確ではなく一概にお答えすることは困難ですが、トークンを新規に提供する際に暗号資産該当性の判断基準となる価格は、有償で発行・販売されるトークンはその販売価格となり、無償で発行・交付されるトークンは0円となると考えられます。ただし、当該トークンが二次的な流通市場において取引されている場合には、当該トークンが提供されているサービスプラットフォーム（プライマリー市場）のみならず、流通市場における価格についても、暗号資産該当性を判断する際の基準になると考えられます。</p>
24	<p>「最小取引単位」として認められるには、技術的にトークンを分割できないことまでは不要という理解でよいか。最小取引単位の考え方及び考慮要素について明確にしていきたい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、トークンが分割可能かどうかはその性質や仕様等により判断されるものと考えられますが、一般的には、暗号資産のように、トークンを分割することにより最小取引単位を小さくすることが可能な場合には、分割が可能と考えられます。</p>
25	<p>利用規約上は決済手段としての NFT を使用することが禁止されており、かつ、決済手段として用いられないように配慮して技術的特性や仕様等が設計されているにもかかわらず、実態として発行者の意図しない形でパブリックチェーン上にて他者により決済手段のように利用されるに至った場合、当該 NFT は暗号資産該当性があると判断されるか、あるいは、このような場合は発行者等において事務ガイドライン I-1-1①（注）イ・ロを満たしているため暗号資産には該当しないのか、明らかにしていきたい。</p>	<p>NFTの指すところが必ずしも明確ではなく一概にお答えすることは困難ですが、トークンが、利用規約上は決済手段として使用することが禁止されており、かつ、決済手段として用いられないように配慮して技術的特性や仕様等が設計されているものであったとしても、不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態がある場合、当該トークンは、基本的に「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」として暗号資産に該当するものと考えられます。</p>
26	<p>NFT は、各 NFT に個別性があり、その値段は、その NFT の性質、機能の影響は受けるものの、マーケットにより決定され、また、同一プロジェクトの NFT であっても、各 NFT の値段は、その個別性のため異なる。この場合、「最小取引単位当たりの価格」とは具体的に何を指すことにな</p>	<p>NFTの指すところが必ずしも明確ではなく一概にお答えすることは困難ですが、暗号資産は同じ種類（資金決済法第63条の11の2第1項）のものについて、基本的には同程度の価格で取引されると考えられます。そのため、各トークンがその性質や機能が異なるため、同じ種類のものとはいえ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	るか。各 NFT のマーケットにおける販売価格でよいか。	ず、その個別性を理由に取引所等において異なる価格で取引されている場合には、各トークンについて取引所等で取引される最小取引単位あたりの価格が「最小取引単位当たりの価格」に該当することとなります。
27	NFT ゲームプロジェクトにおいては、ゲームアイテムである NFT は低額であることが多い。この場合、この NFT がゲーム内で使用されるものであり、決済に使用されないようにプロジェクト内で設計されている場合には、暗号資産に該当しないとの理解でよいか。	ご質問中の「設計」については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があると考えますが、トークンが「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額であること」を充足しないものであったとしても、「発行数量を最小取引単位で除した数量（分割可能性を踏まえた発行数量）が限定的」であるかどうか等も踏まえて、暗号資産に該当しないと判断される場合もあり得ると考えられます。
28	「発行数量を最小単位で除した」とあるが、例えば、NFT については、分割可能な NFT を想定しているのでしょうか。分割可能ではない NFT については、「NFT の発行数量」と同義と考えてよいか。	トークンが分割可能かどうかはその性質や仕様等によるものと考えられますが、多くの暗号資産のように分割することにより取引単位を小さくすることが可能なトークンの場合には、その分割可能性を踏まえたトークンの発行数量をロ. における判断の基準とすることとなり、分割が可能ではないトークンの場合には、そのトークンの発行数量自体を基準とすることとなると考えられます。
29	NFT においては、発行数量は 200 万個を超えるもの（例えば、ENS）や、発行数量の定めがないプロジェクトもある。このような NFT については、事務ガイドライン I-1-1①（注）「イ」、「ロ前段」又は最終文（注：「なお、以上のイ及びロを充足しないことをもって直ちに暗号資産に該当するものではなく、個別具体的な判断の結果、暗号資産に該当しない場合もあり得ることに留意する。」）に基づき個別に暗号資産該当性が判断されるとの理解でよいか。	NFT の指すところが必ずしも明確ではありませんが、トークンについてはご理解のとおりです。
30	「分割可能性を踏まえた発行数量」とあるが、NFT のうち分割可能性のあるものとして当局で想定しているケースについてご教示いただきたい。	NFT の指すところが必ずしも明確ではなく一概にお答えすることは困難ですが、一般的には、暗号資産のように、トークンを分割することにより最小取引単位を小さくすることが可能な場合には、当該分割可能性を踏まえて発行数量を算出することとなります。他方、トークンを分割すること

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>が可能でない場合には、発行数量を算出する上では分割可能性を踏まえる必要はありません。</p>
31	<p>ある NFT（以下「NFTα」）の保有者に対して他の NFT（以下「NFTβ」）を無償で配布する場合、それぞれの NFT に係る暗号資産該当性判断は個別に行うとの理解でよいか（例えば、NFTαに係る暗号資産該当性判断において、NFTβの価格や数量等は考慮要素とならないとの理解でよいか）。</p>	<p>NFT の指すところが必ずしも明確ではなく一概にお答えすることは困難ですが、一方のトークンと他方のトークンがその性質や機能が異なり、同じ種類のものとして認められない場合には、一方のトークンの暗号資産該当性を判断する上で他方のトークンの価格や数量等は考慮要素とはなりません。</p>
32	<p>あるトークン（以下「トークン（１）」）が、他のトークン（以下「トークン（２）」）との交換（１対１の交換、１対複数の交換、複数の交換のいずれも含む）の手段として用いられる場合（例えば、ゲーム内においてゲーム内アイテムの NFT 同士を交換する場合、特定の限定 NFT を取得するために他の NFT と交換する場合、マーケットプレイスにおいて NFT 同士の交換をする場合等）は、「物品等の代価の弁済」ではないとの理解でよいか。</p> <p>また、仮にかかる交換が「物品等の代価の弁済」に該当する可能性があるとしても、トークン（１）自体がイ及びロ記載の要件を充足する場合には、トークン（１）は、原則として、「社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる、物品等にとどまる」ものに該当し、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」という要件は満たさない（トークン（２）自体がイ及びロ記載の要件を充足する場合には、同様である）との理解でよいか。</p>	<p>一つ目のご質問については、具体的な内容が明確ではありませんが、「物品等の代価の弁済」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。</p> <p>二つ目のご質問については、基本的にご理解のとおりと考えます。ただし、不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態がある場合には、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」という要件を満たし得ると考えられます。</p>
33	<p>トレーディングカード型のサービスのよう に、複数のコンテンツに関してそれぞれ NFT を いくつか発行するときに、コンテンツごとの違 いを捨象して NFT の総発行数量をカウントする という誤解が生じないように、下記のようなカ ッコを追記するのはどうか。 (複数種類の財産的価値が存在し、相互に区別</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、暗号資産は同じ種類のものであるかどうかを基準に発行数量を算出することとなるため、例えば、提供されるサービスのコンテンツごとにトークンの種類が異なる場合には、異なる種類のトークンごとに発行数量を算出することとなります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>することができる場合には、発行数量は当該種類ごとに検討する。)</p>	
34	<p>現物商品の購入者に対する付録又はおまけとして、NFT を（当該現物商品に係る対価以外の追加的な支払い無しで）交付する場合、当該 NFT の「価格」はどのように判断するか。</p>	<p>トークンの価格については、当該トークンが提供されているサービスプラットフォームや二次的な流通市場において取引される価格を基準に判断することになります。トークンが、いわゆるおまけとして、無償で提供されるものかどうかは、当該トークンの交付に際しての対価性の有無など、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、無償で提供したものと認められる場合に判断基準となる価格は0円となると考えられます。</p>
35	<p>同一テーマに基づくイラストで、各部分が異なるものを対象に NFT が発行されることがあり、Generative NFT、Collective NFT などとも呼ばれる。こうした場合、「数量」は、イラストの各部分が異なるものを含め、同一テーマに基づく NFT 全体が基準となるか。あるいは、イラストが同一の NFT が基準となるか。</p>	<p>ご質問の内容が必ずしも明らかではありませんが、紐づくイラストの一部が異なるなど、紐づくコンテンツが異なるトークンについては、基本的に、同じ種類のものではなく別のトークンとみなし、それぞれのトークンに関して、「発行数量を最小取引単位で除した数量（分割可能性を踏まえた発行数量）が限定的である」かどうかを判断することになると考えられます。ただし、紐づくコンテンツが異なるトークンであっても、流通市場等において、扱われ方や価格等の観点で同じ種類のものとして扱われていると認められる場合には、同じ種類のものとして扱われているトークンの数量の合計を当該判断の基準として用いることが適当であると考えられます。</p>
36	<p>「技術的特性・仕様」とは、例えば何か。NFT に紐づくコンテンツ（イラストなど）の個別性は、「仕様」等として考慮要素となるか。</p>	<p>NFT の指すところが必ずしも明確ではなく一概にお答えすることは困難ですが、トークンに紐づくコンテンツの個別性は、基本的に、そのトークンの数量を判断する際の考慮要素となると考えられます。</p>
37	<p>過去自民党ホワイトペーパー案でも指摘がみられたように2号暗号資産該当性の判断基準に対し多くの懸念が示されていた。事務ガイドライン改正案では、必ずしもトークンの2号暗号資産該当性に特有の定性的・定量的基準が示されていないように思われるが、例えば、二次流通市場の存在の有無・市場数、トークン発行・販売数に占める二次流通市場での取引割合、発行価</p>	<p>ご指摘を踏まえ、事務ガイドライン案を修正いたします。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>格と流通価格の関係の観点から、定性的・定量的な基準を設けることを検討いただきたい。その理由としては以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年9月3日パブコメ回答 No. 4によると「例えば、ブロックチェーンに記録されたトレーディングカードやゲーム内アイテム等は、1号仮想通貨と相互に交換できる場合であっても、基本的には1号仮想通貨のような決済手段等の経済的機能を有していないと考えられますので、2号仮想通貨には該当しない」と回答されている。そうすると「1号暗号資産と相互に交換できる場合であっても、1号暗号資産のような決済手段等の経済的機能を有していない」場合が理論上あり得ることになるが、具体的にどのような場合が想定されているか、クリアカットな判断基準が必要になると考えている。 ・また、日本暗号資産取引業協会が公表する暗号資産概要説明書によれば、2022年5月19日時点で国内暗号資産交換業者が取扱う暗号資産全48種類(ホワイトリスト)はいずれも1号暗号資産に分類されていて、暗号資産交換業者による2号暗号資産の取扱はない。このように現実の取扱が極めて僅か(存在しない)にもかかわらず2号暗号資産の該当性判断が困難であることにも起因して、新規のトークンビジネスが頓挫している。してきた経緯に鑑み、2号暗号資産についても、明確な基準が必要と考えている。 ・NFTでは、かつてのICO等と異なり単純なトークン発行だけでなくトークンとの間でコンテンツ等との紐付きが見受けられる特性に鑑み、ガイドラインにおいて、自民党ホワイトペーパー案にあるようにトークン単体でなくコンテンツと一体として判断することが適当なケースがあり得ることを明記し、また、そうしたNFT特有の事例を想定した暗号資産該当性に関するセーフハーバーを創設することをご検討いただきたい(トークンと紐付くコンテンツやイラスト等も考慮要素としてNFTの同一性を判断したうえ 	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	で、数量・金額を判断される旨の方針を示していただきたい。)	
38	「物品等」の定義規定は、改正資金決済法第2条第6項にもあるが、「法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる、物品等」には、有体物のみならず、データやデジタルコンテンツ等の無体物も含まれるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
39	トークンの保有者が商品やサービスの提供を受ける場合であっても、そのことに伴い当該保有者が当該トークンを失わないときは、「代価の弁済として使用」されるものではないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
40	「不特定の者」とは、具体的にどのような意味か。	代価の弁済のために「不特定の者」に対して使用することができるかどうかは、一義的に決まるものではなく、個別具体的な事情に応じて判断されるものですが、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために暗号資産を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等により判断されます。
41	「発行者が使用可能な店舗等」の「管理」とは具体的にどのような意味か。発行者自身が店舗等を運営してはならず、単に発行者から店舗等に対して委託している場合も含まれるか。	「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」は、一般に、前払式支払手段やいわゆる無償ポイントと暗号資産を区別する上での考慮要素の一つとなります。そのため、使用可能な店舗を発行者等自身が運営している店舗、及び発行者が加盟店（資金決済法第10条第1項第4号）に係る契約を締結している店舗等に限られないかという観点から判断されます。
▼暗号資産交換業の該当性の判断基準（事務ガイドラインI-1-2-2）		
42	「主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態」における「主体的」という用語の解釈を詳しく知りたい。例えばサービスの一環として暗号資産の移転業務を提供していないが、従業員の結託により秘密鍵または相当の情報を窃取し利用者の暗号資産の移転を行い得る状態であ	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、事業者が暗号資産の移転業務をサービス提供しているかどうかや従業員の権限を分散しているかどうかにかかわらず、当該事業者内で複数の秘密鍵を管理し、全体とし

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ると認められる場合、当該サービスは「主体的」に該当せず、よって暗号資産交換業登録も必要とせず、単に個社のリスク管理の範囲内で適切な判断や対応が求められることとなるのか。</p> <p>また、その内部不正が可能となる理由の1つに当該秘密鍵を暗号化する暗号鍵を所有する主体が当該事業者のみであるという背景がある場合は翻って、仮に暗号資産の移転業務が正式なサービスとして提供されていないと「主体的」に該当するのか。</p> <p>換言すると、1) オペレーション、2) テクノロジー、3) 事業展開の3つの側面のそれぞれにおいて、当該事業者が暗号資産の移転を行い得るか否か、また内部犯行が可能か否かによりその主体性の判断がどう変化するのか、詳細をご教示いただきたい。</p>	<p>て利用者の暗号資産の移転することができ得る数の秘密鍵を保有している場合には、「主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態」にあると考えられ、資金決済法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当すると考えられます。</p> <p>ただし、当該事業者が利用者の暗号資産を移転することができ得る数の秘密鍵を保有する場合であっても、その保有する秘密鍵が暗号化されており、事業者が当該暗号化された秘密鍵を復号するために必要な情報を保有していない場合には、当該事業者は、「主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態」にないことから、「他人のために暗号資産の管理をすること」には該当しないと考えられます。</p> <p>なお、従業員による不正が可能か否かは、事務ガイドライン上「主体的」の直接の判断要素とはなりません。事業者において、リスク管理上の対策を講じる必要があると考えられます。</p>
43	<p>「利用者や委託者である暗号資産交換業者からの統制や指示、秘密鍵を復号するための必要な情報がなくとも、当該外部委託先あるいは再委託先と共同で利用者の暗号資産の移転が可能である場合」として具体的に想定しているケースがあれば、ご教示いただきたい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、例えば、暗号資産の移転に複数の秘密鍵の使用（署名）が必要となるマルチ・シグネチャ方式が用いられている場合に、外部委託先において当該複数（例：3本）の秘密鍵のうち利用者の暗号資産の移転に必要な数以上（例：2本）の秘密鍵を単独で保有している場合や、外部委託先において秘密鍵を活性化（使用（署名）可能な状態）するためのシステム上の権限を常時有している場合等が考えられます。</p>
44	<p>（マルチシグではなく）シングルシグにおける秘密鍵の文字列のうち、一部のみ（例えば64桁の英数字のうち、32桁の英数字のみ）を保有する場合も、「主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態」には該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、秘密鍵が一つしか存在しない、シングルシグ・シグネチャ方式の場合でも、秘密分散等の技術を用いて分散管理を行う場合において、事業者が利用者の暗号資産を移転するために必要な秘密鍵の一部を保有するとどまり、事業者のみでは利用者の暗号資産を移転することができない場合には、当該事業者は、</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>「主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態」にないと考えられます。</p>
45	<p>「関係事業者と（の）共同」は、具体的にどのような場合に認められるか。秘密鍵の一部を複数事業者で保有するという事実関係があれば「共同」とされるのか。又は、秘密鍵の一部を複数事業者で保有するという、共同保有の意思が必要か。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難ですが、例えば、事業者Aが、利用者から、当該利用者の暗号資産の移転に必要な秘密鍵について管理の委託を受け、事業者Aが当該秘密鍵の一部の管理のみを事業者Bに再委託する場合において、当該事業者Bが事業者Aの指示に従い秘密鍵を使用（署名）する場合などが「共同」と考えられます。</p>
46	<p>「主体的に利用者の暗号資産の移転を行いうる状態」に該当しない例として、</p> <p>『事業者が、単独又は関係事業者と共同しても、利用者の暗号資産を移転するために必要な秘密鍵の一部を保有するにとどまり、事業者が単独又は関係事業者と共同して保有する秘密鍵のみでは利用者の暗号資産を移転することができない場合。』</p> <p>とあるが、事業者が関係事業者と共同して保有する秘密鍵のみで利用者の暗号資産を移転することができる場合は、「主体的に利用者の暗号資産の移転を行いうる状態」に該当するという理解で良いか。</p> <p>例えば、事業者が関係事業者と共同して利用者の暗号資産を移転しうる秘密鍵を保有しているものの、当該事業者と当該関係事業者とは意思決定権限が異なるため、当該事業者や当該関係事業者単独の意思決定ではその保有する秘密鍵を利用して利用者の暗号資産を移転することができない場合は、当該事業者および当該関係事業者は「主体的に利用者の暗号資産の移転を行いうる状態」にはないと理解でいいか。</p>	
47	<p>「以下のような場合」と例示が示されているが、かかる場合であっても、「外部委託先において、主体的に利用者の暗号資産の移転を行うことができない」限りにおいて、当該外部委託先は</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、外部委託先において、一時的に権限及び情報を委託者から付与されるにとどまる場合など、主体的に利用者の暗号資産の移転を行うことができないと認められる</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	暗号資産交換業の登録が不要であるとの理解でよいか。	<p>場合には、基本的には、資金決済法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当しないと考えられます。</p> <p>この点が、より明確になるよう、事務ガイドライン案を修正いたします。</p>
48	<p>組合型のエンティティにおいて業務執行権を有する組員とこれを有さない組員がいる場合、業務執行権を有する組員による、組合財産として組員全員の共有となっている暗号資産の管理は、業務執行権を有さない組員のための管理でもあることを理由として、資金決済法第2条第7項第4号所定の「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当するか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、組合の財産を当該組合の一組員が管理している場合など、他人のために暗号資産の管理を行っているとはいえない場合には、基本的には、資金決済法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当しないと考えられます。</p>
▼取り扱う暗号資産の適切性の判断基準（事務ガイドラインⅠ-1-2-3）		
49	<p>暗号資産交換業者が新たな暗号資産を取り扱うとする場合、法令上は事前届出が求められていると理解している（資金決済法第63条の6第1項、第63条の3第1項第7号）。届出制度に関して、行政手続法第37条は、「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と定めており、届出の受理という概念は否定されているため、届出内容に関して当局による実質面での審査がされることは想定されていないと考えられる。</p> <p>他方で、事務ガイドラインⅠ-1-2-3では「取り扱う暗号資産の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術のほか、当該暗号資産を取り扱うにあたっての社内態勢の確保の状況等を踏まえ、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスク、システムリスク等をはじめとする、当該</p>	<p>資金決済法上、暗号資産交換業者は事前届出を行えば、新たな暗号資産を取り扱うことが可能ですが、暗号資産の設計・仕様は様々であり、中には、移転記録が公開されず、マネロン・テロ資金供与等に利用されるおそれが高い追跡困難なものや、移転記録の維持・更新に脆弱性を有するものなどの存在が知られてきているところです。このため、事前相談があった場合や暗号資産の取り扱い前や事後に、取り扱う暗号資産が問題のある暗号資産でないか、当該暗号資産を取り扱うのに適切な体制が整備されているかなどを当局が把握し、必要に応じて、日本暗号資産取引業協会とも連携しつつ、柔軟かつ機動的な対応を行うことができるよう監督上の着眼点を定めたものです。</p> <p>なお、取扱い開始時点で問題ない暗号資産であったものが、事後的に問題が生じ取扱いが不適当となる場合も想定しています。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>暗号資産の取扱いにより生じ得るリスクの内容について、申請者や暗号資産交換業者から詳細な説明を求めることとするほか、利用者からの苦情や、協会の意見等の外部情報も踏まえ、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行の確保の観点から、暗号資産交換業者が取り扱うことが適切かを判断する」とされており、当局が届出内容に関して実質面で詳細な審査をするかのように読み取れる。</p> <p>しかしながら、上記のとおり、行政手続法上の届出義務は形式的要件を満たしていれば履行されたと考えられるため、当該箇所については、暗号資産交換業者から当局に対して届出事項に関して任意の事前相談があった場合の考慮要素と考えればよいか。</p>	
▼法定等遵守（事務ガイドラインⅡ-2-1-3）		
50	<p>過去に対面営業拠点等を有していた先も存在するという記載に関して、単純に「対面営業を行う場合には」という記載ではなく、「過去に存在する」という表現をされているのは、過去の対面営業の実施内容・履歴等も監督上の対象として含まれるということか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、監督上の対象が、現在対面営業を行っている場合であることが明確となるよう修正いたします。</p>
▼システムリスク管理（事務ガイドラインⅡ-2-3-1）		
51	<p>外部委託管理について「クラウドサービス等外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。」とし、その対策の例として、「監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映」が例示されているが、一般的に、クラウドサービスの大半は、サービスプロバイダーとの力関係から、サービス利用に係る契約書を交渉することすらできず、利用規約に同意しなければサービスの提供が受けられないものもある。</p> <p>そのため、事務ガイドラインで求める、「監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映」が行われていない場合は、クラウドサービスの利用が認められない、とする運用がなされると、当社の事業継続に必要なクラウドサービスが利用できないおそれも生じる。</p>	<p>当該改正箇所は、クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合のリスクの検討及び対策を行う上での監督上の着眼点を例示したものであり、ご指摘の「監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映」が行われていないことをもって、直ちに不適切とするものではありません。</p> <p>また、「認証機能を含むセキュリティリスク評価」の具体的なリスク評価の内容は、利用するサービスの内容や特性に応じて個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば、第三者による不正アクセスや情報の窃取といったセキュリティリスクについて、適切な認証方式の採用、データや通信の暗号化、特定 IP アドレスによる接続制限といった施策の状況を確認することなどが考えられます。</p> <p>なお、事務ガイドラインⅡ-2-3-1-1に</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>クラウドサービスなどの外部サービスを利用する場合の管理体制としては、「監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映」ができれば最適解ではあるが、利用しようとするクラウドサービスの、当社業務における重要性や処理させる当社の情報の重要性等と比較考量しながら、監督権限・モニタリング権限等の契約書への反映はサービスプロバイダーとの力関係から無理だが、代わりに、しかるべき保証報告書、第三者認証等を確認し、評価することで代替することができる、との運用としてほしい。</p>	<p>において、「なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が暗号資産交換業者においてなされていない場合にあっても、当該暗号資産交換業者の規模、特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。」と記載しており、利用するクラウドサービスのリスクや事情等に応じ、対応の必要性を判断するものと考えられます。</p>
52	<p>外部委託管理に係る対策の例として追加された「認証機能を含むセキュリティリスク評価」について、どのような内容を指しているのか不明瞭なため、明確にすべき。</p>	
53	<p>システム企画・開発・運用管理については、ウォーターフォール型開発のみを前提とすべきではない。様々な開発手法の採用を前提として、企業の業態・規模や実施するサービス等を踏まえ、柔軟な企画・開発・運用管理が求められることを明確にすべき。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 なお、開発手法についてはウォーターフォール型開発に限らず、特定の手法の採用を求めるものではございません。</p>
54	<p>現行の事務ガイドラインにおいて、報告すべきシステム障害等として「暗号資産交換業に関する業務に遅延、停止等が生じているもの」と明記されている点について、今般「利用者へ影響が生じたものを含む」と追記した趣旨が不明瞭。元来、「利用者への影響が生じたもの」は、利用者への影響が生じなかった障害に比して、より報告の必要性が高いものと考えられるところ、事業者の適切な取組みを促す観点から、追記の趣旨を明確にすべき。</p>	<p>ご理解のとおり、利用者へ影響が生じたものは、より報告の必要性が高いものと考えられます。今般の改正は、利用者への影響が、報告対象の判断において重要な観点となることを明示し、事業者への適切な取組みを促す目的で追記を行ったものです。 この点が、より明確になるよう、事務ガイドライン案を修正いたします。</p>
▼ ICOへの対応（事務ガイドラインⅡ-2-2-8）		
55	<p>「（注）トークンの販売状況等の把握は、利用者保護等の観点から、その必要性を踏まえ対応するものとする。また、販売直後は大きく価格が変動することが多いことから、販売から1年間は重点的に行うものとする」とあるが、「重点的」の言葉の意味をより明確に、より具体的にしてはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
56	<p>事務ガイドラインⅡ-2-2-8-2(1)①「また、その検証結果は適切なものとなっているか」、Ⅱ-2-2-8-2(2)④「必要なモニタリングを行うための規程の整備など、体制整備が図られているか。また、モニタリングを適切に行っているか」など、適切な体制整備や適切に検証するというのは、より具体的にどういう主体がどういう内容を行うものなのか、例示等を可能な限りした方が読み手にとってより分かりやすくなるのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
▼新規サービス（新商品・新規業務）への対応（事務ガイドラインⅢ-1-7）		
57	<p>事務ガイドラインⅢ-1-7で当局による確認の対象とされている「暗号資産関連業務」及び「新規サービス」が定義されていないが、資金決済法上、暗号資産交換業者には兼業規制は課されておらず、暗号資産交換業に該当しない他業の開始については事後届出の義務が課されているのみであることを踏まえると、これらはいずれも暗号資産交換業に該当するサービスを指すものと考えてよいか（資金決済法第63条の6第2項及び第63条の3第1項第10号）。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当局が確認を行う対象が明確となるよう、事務ガイドライン案を修正いたします。</p>